

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） 1

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海上保安庁の課等の数） 第二百五十三条（略） 2 総務部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とする。</p>	<p>（海上保安庁の課等の数） 第二百五十三条（略） 2 総務部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、四人とする。</p>